

▼寄生虫や原虫による食中毒とは

人糞を野菜の肥料にしていた時代は、回虫などの寄生虫による健康被害が多発していましたが、食中毒統計としては計上されていませんでした。

1999年に4月にいわゆる感染症予防法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）が制定され、赤痢やコレラなどの伝染病とされていた病原微生物も、飲食に起因する健康被害は、食品媒介感染症として食中毒として扱われることになりました。

さらに99年12月には、食中毒事件票、「食中毒統計作成要領」も改正され、原虫や寄生虫による飲食に起因する健康被害についても、食中毒として扱うことが明確化されました。

▼トキソプラズマ症とは

トキソプラズマ症とは、トキソプラズマ原虫 *Toxoplasma gondii* という単細胞の寄生虫が起こす、人獣（畜）共通感染症（人にも動物にも感染する病気）です。

人から人には感染しません。トキソプラズマはヒト・ブタ・ヒツジ・ヤギ・ネズミ・ニワトリなど、哺乳類や鳥類に寄生し、終宿主（体内でトキソプラズマが増殖する）はネコ科の動物です。ネコ科以外の動物は中間宿主（幼生期に寄生するもの）といい、ヒトも中間宿主となります。

▼どのように感染するのか

トキソプラズマの感染経路はふたつあります。中間宿主であるブタ・ウシ・ヒツジ・ニワトリなどの生肉などに含まれるトキソプラズマのシスト（原虫）を摂取して感染すると、ネコの糞に含まれるオーシスト（原虫の卵）で汚染された食品や水などを介して、または、土中等に残っていたオーシストから手指等を介して感染する経路です。食品を介して感染すると食中毒として扱われます。

ただし、大部分の人は感染しても、症状が現れないか、症状があってもかぜのような軽い症状で免疫を獲得します。症状がなく健康であれば、トキソプラズマに感染していても、治療の必要はありません。

▼先天性トキソプラズマ症

これとは別に、妊娠中、または、妊娠直前に初感染した場合に、胎盤を通して、胎児にトキソプラズマが感染する、胎内感染による先天性トキソプラズマ症があります。

妊娠6か月以上前の感染であれば、胎児への影響はありませんが、妊娠の数か月前あるいは妊娠中に**初めて感染する**と胎児に先天性トキソプラズマ症を発生する場合があります。

症状は、流産、脳症、痙攣、水頭症、頭蓋内石灰化、黄疸、肝臓や脾臓の腫れ等です。

＜食中毒の集団発生事例＞

1997年に韓国でイノシシやブタの生レバーや脾臓を食べた8人がトキソプラズマ症を発生しました。また1995年にカナダで水道水を介した集団発生が起きています。山ネコの糞

便汚染が原因と考えられ、37名の妊婦と12名の新生児を含む112名の感染がありました。日本では集団発生の事例はありません。

▼検診、予防方法

妊娠を考えているひとは、トキソプラズマの血液検査を受けるとよいでしょう。トキソプラズマが陽性であれば、心配はありません。陰性であれば、トキソプラズマに感染するのを防ぐためにしっかりした注意をします。

<食品からの感染予防>

調理室では、日ごろの衛生管理を徹底することです。

妊娠を考えているひとや妊婦は、①生肉や加熱が不十分なものを避ける。②肉類は十分加熱して食べる。③肉に使った調理器具はしっかり洗浄する。④生野菜は丁寧に洗う。⑤包丁やまな板は肉用と生野菜用等に使い分ける。⑥生肉の調理中に手指の傷口から感染することがあるので、妊婦はできるだけ生肉に触れないか、触れる際は衛生手袋を使用する。

<環境からの感染予防>

土壌にトキソプラズマのオーシスト（原虫の卵）がある可能性があるため、ガーデニングや土に触れる際は、手袋を着用し、作業後は手洗いを徹底します。

▼猫の扱い

妊娠したからといって、飼っている猫を手放す必要はありません。重症な例は、全国で年間5例ほどといわれていますが、ほとんどが生や加熱不十分な肉を食べたことにより発生します。飼い猫は、完全室内飼いし、糞を扱うときは手袋をして、トキソプラズマに初感染しないようにします。

猫がオーシストを排泄するのは、感染後の1か月だけなので、妊娠中に外猫を飼う場合、最初の1ヶ月だけ誰かに預かってもらい、それから自宅に迎え入れるようにすれば安心です。